

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	子ども未来部 子ども政策課	
許 認 可 等 名	家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認	
根 拠 法 令	児童福祉法	
根 拠 条 項	第34条の15第7項	
連 絡 先	(電話 621-5240)	
審 査 基 準	基 準	家庭的保育事業等の認可に関する審査基準は、 「家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日付雇児発第1212号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」 「第1 家庭的保育事業等の認可の指針」のとおりとする。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	令和3年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 30日（休日を含む）
	設定等年月日	令和3年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）